

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するために個々の児童の立場によりそう児童観、指導観に立ち、指導を徹底することが重要となる。

本校では、

「すすんで やさしく たくましく～みんなでつくろう！一人ひとりが輝く津田小学校～」を教育目標としており、人権教育に重点をおいた取り組みを進めている。中でもいじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のような心理的または物理的な影響を与える行為である。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品を要求される
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を調査して児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめ防止のための組織

- (1)名称 いじめ対策委員会
- (2)構成員 校長、教頭、教務、首席、生徒指導主事、保健主事、各学年ブロック代表、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）
学校相談員

(3)役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取り組みの有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

いじめの防止のために、ささいな兆候や懸念、児童からの訴え等、いじめの疑いがある情報を得た場合、個人で判断せずにいじめ対策委員会で対応する。いじめ対策委員会ではそれらの情報を明確化（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）して共有し、未然防止、早期発見、事案の対処を行う。また校内研修等も企画し全教職員の力量も高めていく。

4 年間計画

津田小学校 いじめ防止年間計画				
	1・2年	3・4年	5・6年	学校全体
4月	家庭訪問 (家庭での様子の把握)	家庭訪問 (家庭での様子の把握)	家庭訪問 (家庭での様子の把握)	P T A 総会でいじめ防止基本方針を説明する 第1回 いじめ対策委員会(年間計画の確認) 朝礼でいじめ防止基本方針の説明をする
5月	道徳「わたしらもよせて」 (1年)			
6月	運動会 Q U アンケート	運動会 Q U アンケート	運動会 非行防止教室 いじめアンケート(1回目)実施	
7月	個人懇談会 (家庭での様子の把握)	個人懇談会 (家庭での様子の把握)	個人懇談会 (家庭での様子の把握) 携帯電話教室(6年生)	第2回 いじめ対策委員会(状況報告)
9月			臨海学校(5年生) 道徳「友だちっていいよね」(6年)	
10月	道徳「なかなおり」(2年)	道徳「しらん子」(3年) 道徳「ひそひそ話」(4年)	修学旅行(6年生)	
11月			道徳「「オトちゃんルール」は「あたりまえ」のルール」(5年)	
12月	個人懇談会 (家庭での様子の把握)	個人懇談会 (家庭での様子の把握)	携帯電話教室(5年生) 個人懇談会 (家庭での様子の把握)	第3回 いじめ対策委員会(状況報告)
1月	いじめ対応プログラムⅡ を使つての実践	いじめ対応プログラムⅡ を使つての実践	いじめ対応プログラムⅡ を使つての実践	
2月	Q U アンケート	Q U アンケート	いじめアンケート(2回目)実施	第4回 いじめ対策委員会(年間取り組みの検証)
3月				

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースを検証する。そこで「学校いじめ防止基本方針」の点検や、計画の見直しなどもPDCAサイクルを通して行う。また、これを学校評価項目に位置づける。

第2章 いじめの未然防止

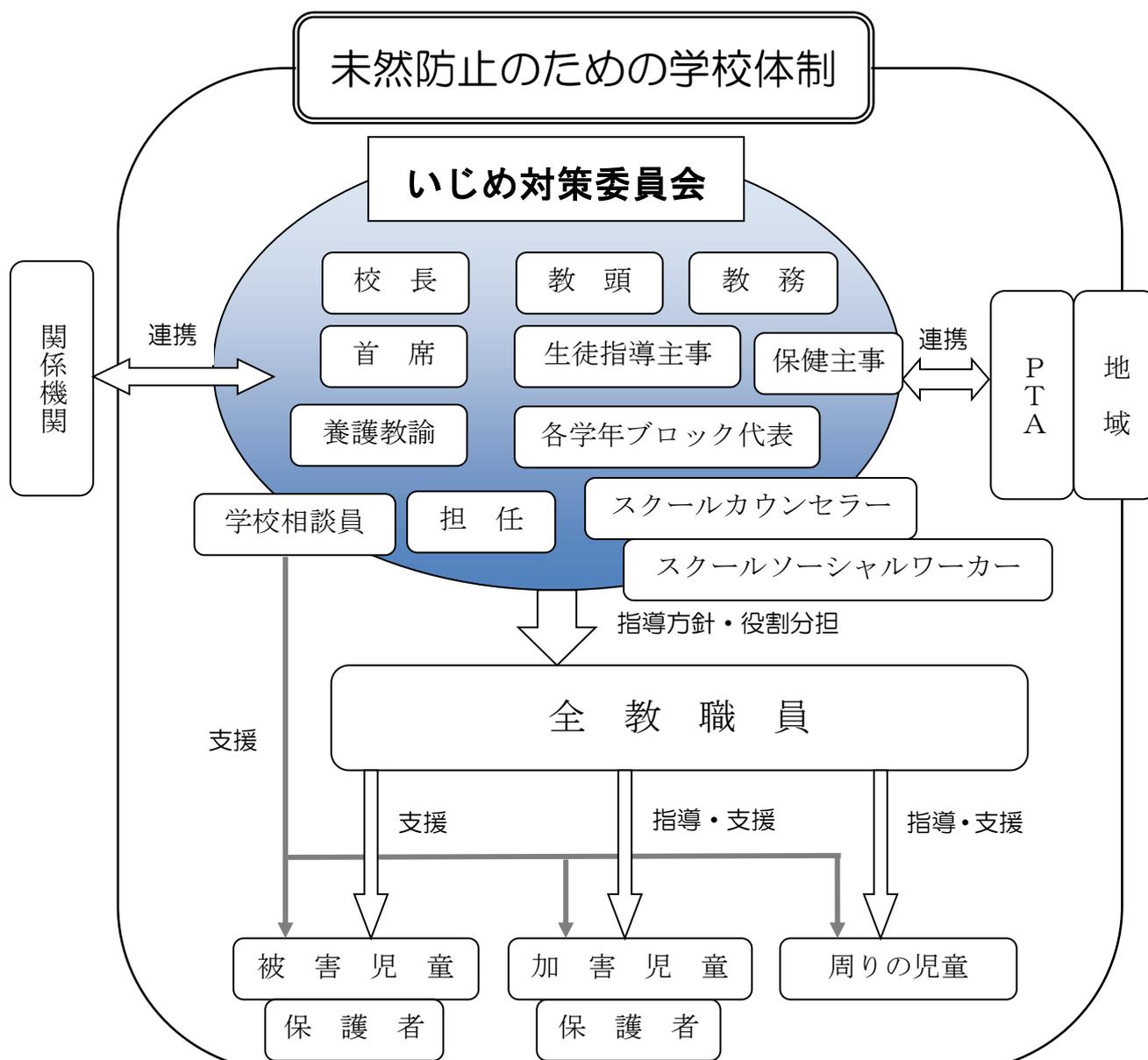
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成し、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていく。

2 体制

いじめ対策委員会を中心として、学級担任が児童の指導に当たり、さらに関係機関やPTA・地域と連携をしながら、必要に応じて、学校相談員の協力を得て、いじめの防止に当たる。



3 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して具体的ないじめについての確認をする。また、児童に対しては、何気ない言葉・行為がいじめにつながるということをいろいろな機会を通じて指導する。
- (2) いじめを行わない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、朝のスピーチ等の取り組みを活用する。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、わかりやすい授業作りを進める必要があり、そのために日々の授業の準備を十分に心がけるとともに、校内の授業研究を深めるように努めることが大切である。児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、授業の中での発表の場面を保証したり、みんなリーダー活動などに取り組んだりする。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、職員会議や校内研等で以下の点を確認する機会を作る。

 - ・教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりする例があるので注意が必要。
 - ・「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示すことは、いじている児童やまわりで見えたり、はやし立てたりしている児童を容認することになりかねないので注意が必要。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、がんばったことを認めていく学校作りを進めていくとともに、「いいところ見つけ」などの取り組みを活用する。
- (5) 児童が自らいじめについて学び、取り組むために、「いじめ対応プログラム」を活用する。
- (6) ネット上のいじめの防止のために、携帯電話、スマートフォンなどの正しい使い方について「ネット・携帯電話教室」等の取り組みを活用して、ネット・携帯電話でのいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。
- (7) 児童に対していじめは刑罰の対象となりえること、不良行為に該当し損害賠償責任が発生しうること等についても、発達段階に応じて、いじめの法律上の扱いを理解させる。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えることや、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えること、訴えることが難しいなどの状況にある児童がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

○教師は、学校内で児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにするとともに、保護者との連携の中でも児童に気になる変化はないかを常に心がける。

○教職員が積極的に児童の情報交換を行うことにより、他の教師が気づかない児童の変化を共有する機会とする。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、高学年を対象としたいじめアンケートや社会性測定用尺度アンケートを実施する。低学年、中学年にはQ Uアンケートを実施する。また、日常の観察として、児童の様子の中に気になる変化がないか常に注意を払う。
- (2) 保護者と連携して児童を見守るため、連絡帳を活用する。また、学校内で児童の様子が気になるときは、すぐに家庭連絡を行い、家での様子を確認する。
- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、管理職、養護教諭をいじめの相談窓口として設置する。
- (4) 学校便り等で、相談体制を広く周知する。
- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて十分に留意する。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや、教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をしていく中で、事象の教訓化を行い、児童自身の成長へとつなげる大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても早い段階からの確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めることや、児童から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに担任や管理職等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)にて情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取る等、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会い、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

- (6) いじめ行為を繰り返し行う等、性行不良であって他の児童生徒の教育に妨げがあると認められる児童生徒がいる時は教育委員会に報告する。又は出席停止について意見を具申する。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめをやめさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめられた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

同調していたりはやし立てたりしていた「聴衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけではなく、孤独感・孤立感を強める要因となっていることを理解させる。

「聴衆」や「傍観者」の児童には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられる。すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が互いを尊重し、認め合う集団作りを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

そのため認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげる、教訓化していくとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。

運動会や校内音楽会、遠足等は児童が人間関係作りを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が意見の異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) 保護者や教職員が、携帯電話やインターネットが有しているメディアとしての特性や各端末の機能・性能に関する基本的な知識を習得し、理解を深めていくことが必要である。

また、保護者や学校は、子どもたちが携帯電話やインターネットの利用実態について関心を持ち、日頃からその把握に努めることも重要である。

(2) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、掲示板等のURLを控え、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(3) 情報モラルについてしっかりと教え、子どもたちにインターネットのリスク回避能力を身につけさせるとともに、ルールを確実に守らせるようにすることが重要となる。

学校では、小学校の低学年段階から、情報モラルを確実に身につけさせるため、各教科等を通じて、子どもの発達段階に応じた情報モラルに関する指導のより一層の充実を図ることが必要である。その際に、子どもたちが他者や社会とかかわる上で必要な力である「言語に関する能力の育成」の観点を踏まえ、指導を実践していくことも重要となる

また、家庭では、まず、携帯電話の必要性・危険性について子どもとしっかりと話し合い、必要がない限り持たせることがないようにすることが重要である。持たせる場合には、携帯電話やネットの利用に関する家庭内でのルールをつくり、それを徹底することが必要となる。特に、フィルタリングについては、その必要性を理解・認識し、子どもが利用する携帯電話等について必ず設定していくことが大切である。

7 いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていなければならない。

(1) いじめに係る行為がやんでいること。

- ・ 被害者に対するいじめがやんでいる状態が相当期間継続していること。
- ・ 相当期間とは3ヶ月以上が目安となる。

※教職員は相当期間が経過するまで被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為がやんでいない場合は、改めて、相当期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ いじめに係る行為がやんでいるかどうか判断する時点において、面談等で被害者児童及びその保護者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを確認する。

※いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等の対処プランを設定し実行する。また、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

第5章 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第28条より、学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

*「生命、心身又は財産に重大な被害」

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

*「相当の期間学校欠席」

- ・年間30日を目安とする

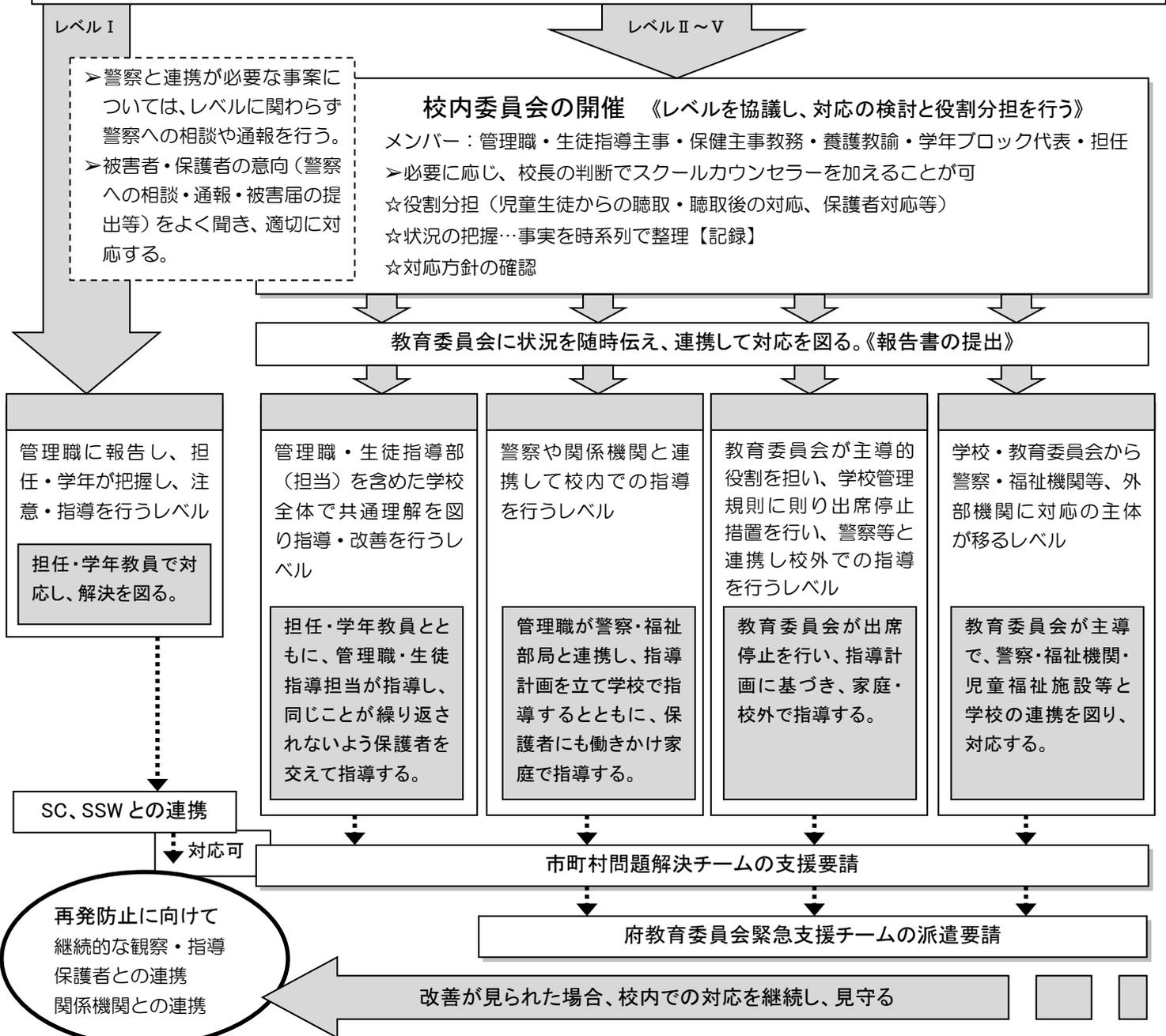
*児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

ねらい

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

5つのレベルの例示

レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の児童を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないように注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童を指導した。

レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害
◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ

※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する

※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合

※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の児童が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該児童2名を指導した。

・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□暴言・誹謗中傷行為 (「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの) □脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)

□暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらぬもの)

◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊 ◇バイクの無免許運転等

※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

【事例Ⅲ－①】児童間での暴力行為を行った児童を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする児童たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



・管理職が警察やこども家庭センターに連絡を取り、当該児童の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながらい指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。

・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害児童の状況を考慮し、被害児童の保護・加害児童への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も30分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会が出席停止を命じ、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。

・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

レベルⅤ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該児童は授業妨害・児童間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った児童は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治3カ月の重傷を負わせた。



・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。

各段階で示した対応とともに、加害児童に自分のおかした行為の重大性を認識させ、改善に結びつけていくために、下記の例を参考に、事案に応じて組み合わせるなどして対応を進める。

■対応の例示

A. 加害児童への説諭

- ◇担任・学年教員・養護教諭等による説諭
- ◇生徒指導主事（生活指導担当）・管理職による説諭

B. 学級会での話し合い

- ◇学級全体の問題としてとらえ、各自が自分の行動を振り返るとともに、学級の連帯感や人間関係が確立できるような実践目標、具体的な行動・取組等を話し合う。また、話し合いを通じて、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ◇いじめをテーマとして取り上げ、未然防止や解決の手立て等について話し合う。

C. 加害・被害の児童による話し合い

- ◇状況に応じて必要だと判断される場合、教職員がサポートし、当事者による解決に向けた話し合いを行う。

D. 教職員、管理職、ゲストティーチャーによる講話

- ◇学級会・学年集会・全校集会等での講話。
- ◇保護者、地域の方、外部人材等による学級・学年・学校全体への講話。

E. 清掃活動、ボランティア活動、体験活動への参加

- ◇加害の児童生徒が自主的に取り組むことができるような活動への参加。
- ◇達成感や人間関係の深化が得られるような行事・活動を企画し(活動と連携し)、学級・学年や学校全体で取り組む。

F. 家庭での話し合い、作文、反省文等による加害児童の意思表示

- ◇保護者の協力を得て、加害児童が家族で話し合い、自身の行動の反省と決意を整理する。
- ◇家庭で話し合った結果を文章にまとめるなどして、今後の決意を表明する。

G. 保護者への説諭（管理職・警察OB等）

- ◇加害児童に対する学校の指導方針を示し、家庭と連携した指導を行うための助言・説諭を行って保護者の協力を求める。

H. 「非行防止教室」の活用・連携した取組

- ◇いじめの未然防止や早期解決に向けた内容を盛り込んだ「非行防止教室」の開催。

I. 少年サポートセンター、スクールカウンセラーとの連携・警察、福祉機関への相談・通報

- ◇少年相談、立ち直り支援活動等の活用。
- ◇中学校に配置(小学校に派遣)しているスクールカウンセラーと連携し、カウンセリングを通して児童生徒および保護者への対応を行う。

J. 市町村問題解決チームの支援要請・事案に応じて専門家の助言・支援を要請する。

短期、中・長期の指導計画

- ～事案に応じて以下の内容を柱にした計画を立て、取り組む。～
- ◇規範意識・社会性等の育成
 - ◇学習支援
 - ◇情緒の安定
 - ◇福祉機関と連携した家庭への支援
 - ◇警察・福祉機関等と連携した立ち直り支援

K. レベルⅢ～Ⅴで市町村問題解決チームだけで対応が困難な場合は、速やかに府教育委員会に緊急支援チームの派遣要請をする。